

# 鳥取県伯耆町の企業優遇制度のご案内

<b>名称</b>	【伯耆町】伯耆町企業等立地促進奨励金			
<b>施策対象</b>	企業			
<b>実施主体</b>	市町村 【市町村名】 伯耆町			
<b>施策区分</b>	立地、増設			
<b>施策概要</b>	伯耆町内において、工場等の新設及び増設を行う企業に対して、固定資産税の免除、立地奨励金、土地取得奨励金、雇用促進奨励金、土地減額貸付及び埋蔵文化財発掘調査費補助金を交付します。			
<b>対象者</b>	製造業、情報処理・提供サービス業、ソフトウェア業、デザイン・機械設計業、情報通信技術利用業、自然科学研究所及び一定要件を満たした衣服小売業並びに書籍小売業など			
<b>事業内容</b>	●企業等立地奨励金(限度額5千万円)			
	対象者	操業形態	交付要件	優遇内容
				金額      交付期間
	事業所を新設又は設備を増設する企業	新規操業又は増設	・土地を除く投資額1千万円以上 ・操業時(増設の場合は稼働時)に住民の新規常時雇用1人以上又は一定の要件を満たす事業者	固定資産税相当額の1/2      操業の翌年度から3年間
	●雇用促進奨励金(上限10人)			
	対象者	操業形態	交付要件	優遇内容
	土地を取得又は賃借した企業	新規操業又は増設	・操業開始後3年目に、住民で6ヶ月以上勤務する新規常時雇用者が2人以上(増設は1人以上)	1人あたり50万円
	●土地取得奨励金(限度額5千万円)			
	対象者	交付要件		優遇内容
	土地を取得し新規操業又は増設する企業	・町内に土地を取得後2年以内に操業 ・土地を除く投資額2千万円以上		土地購入代金の5%
・町内に土地を取得後2年以内に操業 ・土地を除く投資額1億円以上 ・操業時住民の新規常時雇用者1人以上		土地購入代金の7%		
・町内に土地を取得後2年以内に操業 ・土地を除く投資額2億円以上 ・操業時住民の新規常時雇用者2人以上		土地購入代金の10%		
・町内に土地を取得後2年以内に操業 ・土地を除く投資額3億円以上 ・操業時住民の新規常時雇用者3人以上		土地購入代金の15%		
・次表土地の減額貸付を受けている指定事業者 ・貸付料を滞りなく支払っていること ・貸付期間終了時までには土地を購入すること		支払われた貸付料総額の1/4を返還		
●土地減額貸付				
対象者	要件		優遇内容	
			賃貸借料      貸付期間	
工業団地の土地を賃貸借して新規操業又は増設する企業	・賃貸契約締結後2年以内に操業 ・土地を除く投資額2千万～1億円未満 ・分譲価格の3%相当の保証金の預託が必要		分譲価格の3.5%      10年以上	
	・賃貸契約締結後2年以内に操業 ・土地を除く投資額1億～3億円未満 ・分譲価格の3%相当の保証金の預託が必要		分譲価格の2.5%      20年未満(20年未満で契約のときは20年まで更新可)	
	・賃貸契約締結後2年以内に操業 ・土地を除く投資額3億円以上 ・分譲価格の3%相当の保証金の預託が必要		5年間無償以降分譲価格の1.5%	

●埋蔵文化財発掘調査費補助金

対象者	要件	優遇内容
伯耆町内で新設又は増設を行う企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発地域において埋蔵文化財発掘調査が必要となった場合</li> <li>・投下固定資産額3億円以上</li> <li>・補助金交付年度の翌年度の3年度以内に操業</li> </ul>	発掘調査費全額負担 (ただし、投下固定資産額の3%相当額と2千万円のいずれか低い額を上限とする。)

●固定資産税の免除

種別	地域
企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく課税免除	伯耆町全域
過疎地域自立促進特別措置法に基づく課税免除	溝口地域 (旧溝口町の地域)

※上記免除制度は各制度とも該当要件、対象期間が異なります。

**特記事項**

- 制度の適用を受けるためには、伯耆町の指定事業者指定されることが必要です。(指定の受付は平成34年度まで)
- 指定事業者指定された場合は、平成35年度以降も制度の適用を受けることができます。(制度の適用は、1指定事業者につき、それぞれ1回限りです。)
- 固定資産税免除制度は上記と異なる要件となります。

お問い合わせ先

〒689-4133 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3  
 伯耆町役場 企画課経営企画室  
 TEL:0859-68-4212 FAX:0859-68-3866  
 E-mail: keieikikaku@houki-town.jp